

監 査 報 告 書

平成28年5月13日

社会福祉法人 千賀の浦福社会

理事長 遠山 勝雄 殿

監事 岩本七郎 

監事 阿部純子 

監査報告書の提出について

社会福祉法第40条および社会福祉法人千賀の浦福社会定款第12条に基づき実施した、平成27年度における監査結果について、別紙のとおり報告書を提出します。

監査報告書

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの社会福祉法人千賀の浦福社会における事業年度の運営、理事の業務遂行状況及び財産の状況について、監査を実施した結果につき、以下のとおり報告するものである。

1. 監査方法の概要

監事として年度内に開催された評議員会や理事会に出席し、法人の運営状況を把握すると共に、各施設において業務の遂行及び財産管理の状況を把握したほか、下記の日程に基づいて事業報告と財務関係諸帳簿の提出を求め審査したものである。

記

平成28年5月10日 清楽苑拠点・松島長松苑拠点
平成28年5月11日 第二清楽苑拠点・多賀城苑拠点・法人本部

2. 監査の結果

- (1) 評議員会及び理事会等においては、理事長から提出された議案を中心に、定款や規則に基づいた慎重な審議が行われている。
- (2) 事業報告書は、関連する法令等に従い、当法人が行った事業の遂行状況を正しく記載していることを認めた。
- (3) 資金収支計算書の決算額は、当法人の収入と支出の状況を正しく示していると認めた。但し、清楽苑拠点区分においては、大区分である人件費の予算額に不足が生じているため、次年度以降の会計処理について改善を求める。
- (4) 事業活動計算書は、当法人の収益と費用の状況を正しく示していると認められた。
- (5) 貸借対照表は、関連する法令等に従い当法人の資産と負債の状況を正しく示していると認められた。
- (6) 財産目録は、関係法令等に則り、当法人の財産を正しく示していると認められた。
- (7) 法人の事業の遂行は適切に行われていることを認めた。

以上